

各保健所長 殿

保 健 医 療 局 長

地域医療構想の進め方に関する考え方の整理について（通知）

本県においては、平成 30 年 2 月 13 日付け 29 医福第 602 号で通知したとおり、平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療構想の進め方について」を参考に地域医療構想の達成に向けた検討を進めていくこととしております。

この度、関係者間の認識を共有する観点から、各構想区域の地域医療構想推進委員会（以下「推進委員会」という。）における取組に関する留意事項等を、下記のとおり整理しましたので、御承知いただくとともに、今後の各構想区域の推進委員会において、下記の取扱いを踏まえた協議を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応について

個別の医療機関の 2025 年を見据えた構想区域において担うべき役割や医療機能ごとの病床数などの対応方針については、病床機能報告や意向調査等の結果を推進委員会において共有・確認すること。その結果、個別の医療機関が構想区域において現在担っている役割や医療機能ごとの病床数を変更する予定を把握した場合には、必要に応じて、新公立病院改革プラン、公的医療機関等 2025 プラン、その他の医療機関の事業計画等の策定や改定について依頼し、推進委員会に提示の上、協議すること。なお、推進委員会で協議を行う際には、事前に愛知県病院団体協議会の幹事病院が各構想区域で開催する協議会等において説明を行うことが望ましい。また、推進委員会で協議を行う際は、やむを得ない場合を除き、変更を行う前に協議を行うこととし、以下の点に留意の上、協議を進めること。

（1）公立病院

過疎地等における一般医療、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供などにおいて重要な役割を担っている中で、構想区域の医療需要や現状の病床稼働率、他会計からの繰入金等を踏まえてもなお当該医療を公立病院において提供することが必要であるのかどうか、民間医療機関との役割分担を踏まえて公立病院でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

（2）公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえてもなお公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関でなければ担えない分野へ重点化されているかどうかについて確認すること。

(3) その他医療機関

構想区域の医療需要や現状の病床稼働率等を踏まえ、今後の対応方針について確認すること。

(4) 過剰な病床機能に転換しようとする医療機関を把握した場合

病床機能報告において、2025 年時点の医療機能を、構想区域で過剰な病床機能に転換する旨の報告をした医療機関については、医療法に基づく対応を検討すること。

2. 病床がすべて稼働していない病棟を有する医療機関への対応について

令和 3 年 3 月 8 日付け 2 医計第 931 号愛知県保健医療局長通知「非稼働病棟を有する医療機関への対応について」のとおり。

3. 新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応について

(1) 新たに病床を整備する医療機関を把握した場合

医療機関の開設や増床等の計画を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第 7 の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(2) 開設者を変更する医療機関を把握した場合

開設者を変更する医療機関（個人間の継承を含む。）を把握した場合には、開設の許可等を行う前に、愛知県病院開設等許可事務取扱要領第 7 の「適用除外」に該当する場合においても、その内容を推進委員会で共有するとともに、必要に応じて当該医療機関に対して説明を求めること。

(3) その他留意事項

①新たに整備される病床が担う予定の医療機能が当該構想区域における不足する医療機能以外の機能となっている、②当該構想区域における不足する医療機能について、既存の医療機関の将来の機能転換の意向を考慮してもなお充足する見通しが立たないといった場合等には、必要に応じて、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、推進委員会の意見を聴いて、医療法第 7 条第 5 項に基づき、開設許可等に当たって不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を付与すること。

担 当 健康医務部医療計画課
医療計画グループ

電 話 052-954-6265（ダイヤルイン）